

第7号議案

令和4年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業	810,033千円	230,000千円	1,040,033千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,988,900千円	230,000千円	2,218,900千円
第1項 企業債	1,129,300千円	130,000千円	1,259,300千円
第5項 補助金	171,595千円	100,000千円	271,595千円
（補正しない項の額）	688,005千円	0千円	688,005千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,969,033千円	230,000千円	3,199,033千円
第1項 建設改良費	810,033千円	230,000千円	1,040,033千円
（補正しない項の額）	2,159,000千円	0千円	2,159,000千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	516,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては は、当該見直し 後の利率)	借入れの年から据 置期間を含み40年 以内に償還するも のとする。その他 借入先の融資条件 に従う。ただし、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は低利に借り換え することができる。
資本費 平準化債	690,900			
公営企業施設 等整理債	38,500			

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	646,300	変更なし	変更なし	変更なし
資本費 平準化債	変更なし			
公営企業施設 等整理債	変更なし			

令和5年2月27日提出

南魚沼市長 林 茂 男